

# 重要

## 嘔吐等による車内汚損に伴う損害賠償について

平素より当社タクシーをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では、すべてのお客様に安全かつ快適な車内環境を提供するため、車内美化の維持に努めております。

しかしながら、車内での嘔吐等による著しい汚損が発生した場合、特別清掃や消臭作業が必要となり、当該車両が一定時間営業できなくなった場合、運送約款第10条※に基づき、車両清掃費用及び休車損害として一律、2万円(税込み)をお客様に請求させていただく場合がございます。

尚、体調不良や過度の飲酒状態の場合は、ご乗車前に乗務員へお申し出ください。安全運行に支障があると判断した場合は、ご乗車をお断りすることがございます。

お客様皆様に快適にご利用いただくための措置でございます。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※運送約款 第10条(旅客の責任)

当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当仕が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。